

第4章 子ども・子育て支援施策の実績報告まとめ

資料 1-1

【基本目標】

【施策の方向】

【総括】

1. 家庭における子育てへの支援	(1) 多様な子育て支援サービス環境の整備	親子が気軽に参加できるよう、年齢ごとの育児支援事業の実施や、新たにつどいのひろばを山手圏域で1か所開始するなど各事業の充実を図っている。平成29年度から新たに母子健康手帳アプリを導入し、特に妊娠期から乳児期における情報発信を行う他、子育てアプリでは随時最新イベント情報を配信した。また、ホームページでは、各幼稚園の紹介ページを見やすくなるよう更新した。今後も、ケーブルテレビを利用するなど視覚的に情報が入る機会を増やすように努める。
	(2) ひとり親家庭の自立支援の推進	関係課が連携することにより、必要とする家庭へ医療・住宅・福祉的支援を漏れなく実施できるよう努め、経済的な支援だけでなく、自立支援プログラム策定事業により自立のための就業指導・支援にも力を入れている。今後も対象者への制度の周知に努める。
	(3) 子育て家庭への経済的支援	ホームページや広報紙などで制度の周知を行っているが、申請等で窓口に来られた際には、利用の漏れがないかを確認するなど、丁寧な対応に努めている。妊婦健康診査においては、利用の助成額を拡大したことから受診券の利用者が増えており、出産後も未熟児訪問指導等により、必要な方への継続的な支援に努める。
	(4) 親と子どもの健康の確保	芦屋病院では、助産師が妊産婦支援としてサポート事業を実施している。出生数の減少に伴い、対象者数は減少しているが、保健センターでの相談事業においては相談件数が増加傾向にあり、保護者の多岐にわたる相談内容に対応し、不安の軽減を図っている。今後も、各事業の充実と各関係機関との連携の強化に努める。
	(5) 子育ての悩みや不安への支援	保護者が悩みを抱え込まないよう、地域の民生児童委員や子育てセンターのアドバイザー等が身近な相談相手として、助言や情報提供の取組を進め、多様な相談に対応するため、今後も支援者としての質や知識の向上に努める。また、県の実施する子育て支援員研修については、受講希望者が増えており、子育て支援員の活用を取り入れた子育て支援事業の実施に向け進めていく。
	(6) 要保護児童への支援	教育委員会では、専門のカウンセラーや電話相談員による相談事業を実施し、不登校や情緒不安定、発達障害等で悩みを抱え、養育支援を必要とする家庭に対して教育相談を実施することで、保護者や幼児・児童の心の安定をつくり出すことに努めた。また、子育て支援センターでは、関係機関と連携を取り、支援が必要な児童の早期発見・早期対応を図ってきた。今後も連携の強化に努め、虐待の発生を未然に防ぐため、相談対応を充実していく。
2. 子どもの健やかな発達を保障する教育・保育の提供	(1) 就学前教育・保育の体制確保	0～2歳児を受け入れる認可保育所を平成29年4月に1か所整備した。岩園幼稚園の再開に伴い、預かり保育も併せて再開したことで、一時預かり保育の利用者数は増加している。幼稚園・保育所それぞれが、職員のスキルアップのために研修会を実施し、私立の就学前施設にも参加を呼びかけ、共に学ぶ場を作ってきた。今後もキャリアアップ研修や配慮を必要とする子どもたちの個別支援計画の立て方の研修など更なる取り組みを進める。
	(2) 小学校への円滑な接続	芦屋市接続期カリキュラムに基づき、幼稚園、保育所、小学校での公開保育・授業を通じた研究会等において積極的に交流を行い、児童がスムーズに就学できるよう取り組んだ。今後も小学校区を中心とした小学校と就学前施設との交流を図っていく。
3. すべての子どもの育ちを支える環境の整備	(1) 地域における子どもの居場所づくりの推進	あしや市民活動センターでの「夏休みわくわくスペシャル」や「芦屋777プロジェクト」では、子どもの自主性を重んじた事業が実施できた。他にも、各課が様々な事業を実施し、子どものニーズに対応出来るよう工夫をしている。子育て情報誌では、総合公園や宮塚公園を取上げ、親子が遊べる場所の情報を案内した。今後も子育てアプリを活用するなど、より多く情報発信ができるように努める。
	(2) 安全・安心なまちづくりの推進	子ども自らが危険回避できる力を身に付けるため、幼稚園、保育所、小学校で定期的に交通安全教室を開催し啓発活動を行っている。また、下校時には青色回転灯付パトロール車による安全パトロールの実施や、芦屋市通学路交通安全プログラムに基づき、定期的に通学路の点検を行うなど、地域を含めた関係機関が連携し、安全・安心なまちづくりを目指し、継続して取組を進める。
	(3) 配慮が必要な子どもとその保護者への支援	一人ひとりの障がいの状況に応じた、きめ細かな支援を行っていくとともに、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の連携強化に努めた。また、統合保育研究会の実施や、要配慮児に関する研修に参加するなど、どのような支援が必要かを学び職員のスキルアップを図った。今後も配慮の必要な方が、個々の課題に応じた必要なサービスを受けられるよう努める。
4. 仕事と子育ての両立の推進	(1) 仕事と子育ての両立を図るための環境の整備	土曜・日曜にイベントや講座を開催し、父親が子どもと一緒に参加できる機会を持てるように努めた。今後、父親の持つ力が発揮できる場の提供等についても検討し、子育てを楽しむことにつながるよう取組を実施していく。また、保護者の仕事と子育ての両立を図るため、延長保育や病児保育等の多様なニーズに対応できるよう努める。
	(2) 産休・育休からの復帰が円滑にできる環境の整備	育児休暇を長期間取得する保護者が増加しており、復職を希望する時期も多様化しているため、復職に際し、希望する時期の入所状況に関する情報提供についても相談業務の中で実施している。今後も、仕事と子育てを両立している保護者への精神面のサポートを含めた保健相談を継続して実施する。